

---

令和4年度  
人権問題に関する県民意識調査  
結果報告書

---

令和5年3月

群馬県



## 目次

<b>I 調査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 調査の目的 .....	2
2. 調査の内容 .....	2
3. 調査の方法 .....	2
4. 回収結果 .....	2
5. 調査結果のみかた .....	3
6. 標本誤差 .....	4
7. 回答者の属性 .....	5
<b>II 調査の結果</b> .....	<b>6</b>
第1章 人権全般について .....	7
第2章 女性の人権について .....	18
第3章 子どもたちの人権について .....	27
第4章 高齢者の人権について .....	33
第5章 障害のある人たちの人権について .....	39
第6章 同和問題について .....	45
第7章 外国籍の人たちの人権について .....	75
第8章 HIV感染者等の人たちの人権について .....	81
第9章 ハンセン病元患者の人たちの人権について .....	87
第10章 犯罪被害者等の人権について .....	91
第11章 インターネットによる人権侵害について .....	95
第12章 性的少数者等の人権について .....	100
第13章 刑を終えて出所した人の人権について .....	106
第14章 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権について .....	110
第15章 その他の人権問題について .....	112
<b>III 使用した調査票</b> .....	<b>114</b>
<b>IV 集計表</b> .....	<b>134</b>

## I 調査の概要

---

## 1. 調査の目的

この調査は、同和問題をはじめとする人権問題に関する県民の意識を把握し、今後の人権啓発を進める上での基礎資料を得るために実施した。

## 2. 調査の内容

- (1) 人権全般について
- (2) 女性の人権について
- (3) 子どもたちの人権について
- (4) 高齢者の人権について
- (5) 障害のある人たちの人権について
- (6) 同和問題について
- (7) 外国籍の人たちの人権について
- (8) HIV感染者等の人たちの人権について
- (9) ハンセン病元患者の人たちの人権について
- (10) 犯罪被害者等の人権について
- (11) インターネットによる人権侵害について
- (12) 性的少数者等の人権について
- (13) 刑を終えて出所した人の人権について
- (14) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権について
- (15) その他の人権問題について

## 3. 調査の方法

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 調査地域 | 群馬県全域                                  |
| (2) 調査対象 | 群馬県在住の18歳以上の男女個人                       |
| (3) 標本数  | 3,000人                                 |
| (4) 抽出方法 | 層化二段無作為抽出法                             |
| (5) 調査方法 | 郵送配布、郵送及び専用Webサイトによる回収<br>(はがきによる督促1回) |
| (6) 調査期間 | 令和4年11月22日(火)～12月9日(金)                 |
| (7) 調査機関 | 株式会社東京商工リサーチ 前橋支店                      |

## 4. 回収結果

配布数	回収件数	有効回収件数	有効回収率
3,000人	1,346人	1,346人	44.9%

## 5. 調査結果のみかた

- (1) 集計は、単純集計と設問間クロス集計を行った。
- (2) 設問間クロス集計は、回答者の属性を基本として、以下の項目で行った。
  - ①性別
  - ②年代別
  - ③性・年代別
  - ④職業別
  - ⑤地域別
  - ⑥被差別経験の有無別（問3）また、属性とは別に、必要に応じクロス集計を行った。
- (3) 図表中の「n」は、回答者総数を表す。
- (4) 調査結果の比率は、その設問の回答者総数（n）を基数とし、小数点第2位を四捨五入して算出している。そのため、端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。
- (5) 複数回答の設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- (6) クロス集計の結果の記載にあたり、分析軸となる項目（性別、性・年代別など）の「無回答」は掲載を省略している。そのため、分析軸となる回答者数の合計は、全体の数と一致しない。
- (7) 選択肢の語句が長い場合、本文中、表やグラフで省略した表現を用いている場合がある。
- (8) 経年比較をするため、可能な範囲で平成2年度（前々々回）、平成12年度（前々回）、平成22年度（前回）に実施した調査の結果を掲載している。
- (9) 参考の資料として、平成29年10月と令和4年8月に国が実施した「人権擁護に関する世論調査」（以下、国調査）の結果を掲載している。

## 6. 標本誤差

本調査は、対象となる群馬県内の18歳以上の県民（母集団）の中から無作為に選ばれた一部の人（標本）について調査を行う標本調査である。

標本調査では、標本から母集団における数値を推定する際に誤差がともなう。

標本で生じた標本誤差（b）はおおよそ下表の通りである。

$$b = 1.96 \sqrt{\frac{N - n}{N - 1} \times \frac{P(1 - P)}{n}}$$

b : 標本誤差    N : 母集団数    n : 比率算出の基数    P : 回答比率

※母集団数は、「群馬県統計情報提供システム」の「群馬県の年齢別人口」（令和4年10月1日現在）に基づき、1,605,586人とする。

### ■ 標本誤差の範囲

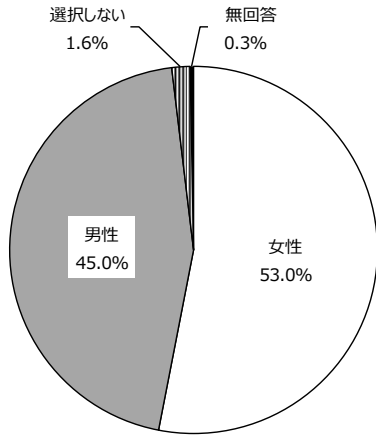
回答比率 基数	99% または 1%	90% または 10%	80% または 20%	70% または 30%	60% または 40%	50%
1,346	±0.5%	±1.6%	±2.1%	±2.4%	±2.6%	±2.7%
1,000	±0.6%	±1.9%	±2.5%	±2.8%	±3.0%	±3.1%
500	±0.9%	±2.6%	±3.5%	±4.0%	±4.3%	±4.4%
250	±1.2%	±3.7%	±5.0%	±5.7%	±6.1%	±6.2%
100	±2.0%	±5.9%	±7.8%	±9.0%	±9.6%	±9.8%
50	±2.8%	±8.3%	±11.1%	±12.7%	±13.6%	±13.9%

表の見方：ある設問の回答者が1,346人であり、その設問中の選択肢の回答比率が50%であった場合、誤差が±2.7%になる確率は95%である。

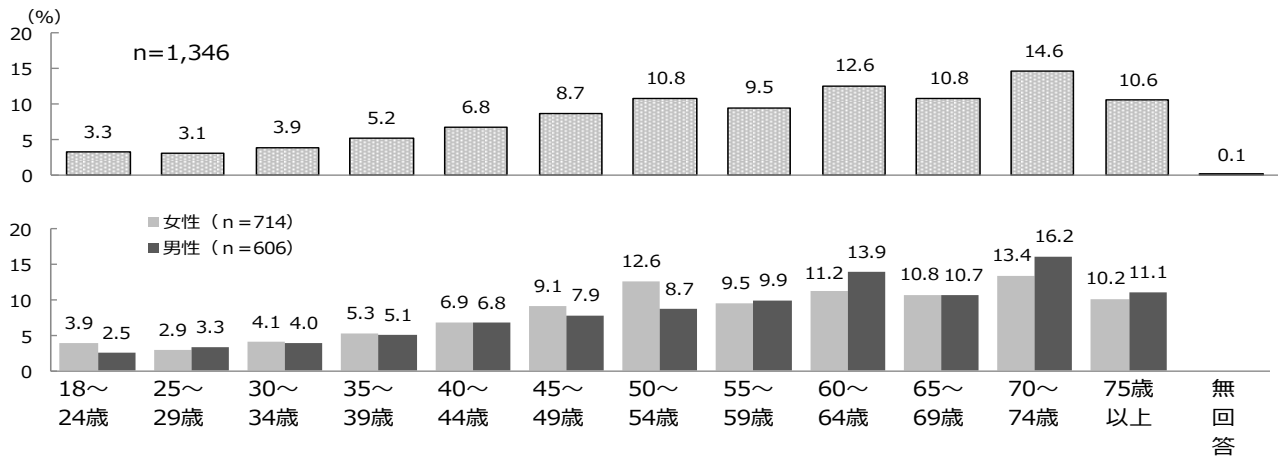
## 7. 回答者の属性

### 【性別】

n=1,346

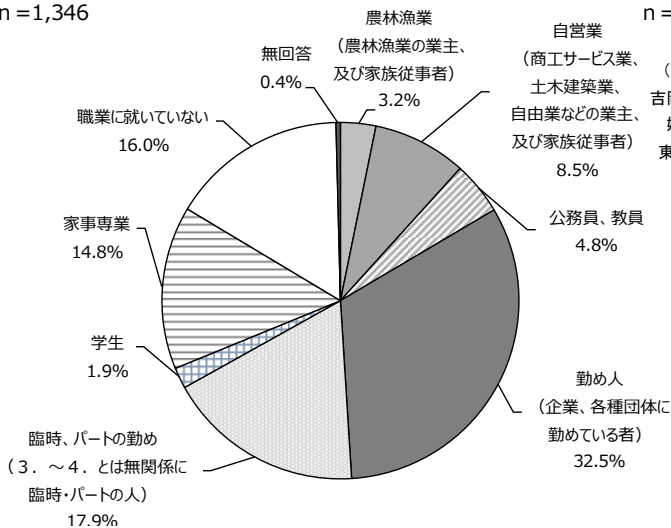


### 【年齢】



### 【職業】

n=1,346



### 【地域】

n=1,346

